



最高裁秘書第5075号

平成29年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

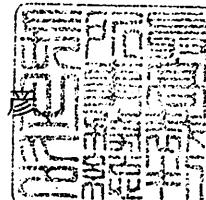
諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第69号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年12月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成29年12月19日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「日弁連は、司法研修所弁護教官及び弁護教官室所付に対する経済的支援に関する規則（平成28年1月22日規則第173号）を制定して、司法研修所弁護教官及び弁護教官室所付に対して経済的援助をしていることにかんがみれば、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

日弁連から提出された、司法研修所弁護教官及び所付に対する謝金額を増額して欲しいという要望書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年11月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る「司法研修所弁護教官及び所付に対する謝金額を増額して欲しいという要望書」（以下「対象文書」という。）は、最高裁判所内において探索したが、該当文書は発見されず、保存や廃棄の記録もないことから、そもそも作成又は取得していないか、作成又は取得後に廃棄されたのかも判然としない。

イ したがって、最高裁判所には、申出に係る文書は存在しない。  
よって、原判断は相当である。